

令和元年
11月1日改正

適正化事業実施機関からの通報の在り方を改正し、
悪質な違反は運輸支局に速報されます！！

適正化事業実施機関とは、貨物自動車運送に係る輸送の安全のため、事業者に対する巡回指導、広報啓発、安全性優良事業所（Gマーク事業所）の認定などを行う民間の機関です（法に基づき都道府県トラック協会が指定されています）。

従来、この機関が巡回指導において違反行為を確認した場合は、適正化事業指導員が改善指導を行い、事業者による改善措置を促すことを基本としていました。

平成25年10月1日からは、点呼を全く実施していない、運行管理者が全く存在していないなどの重大・悪質な法令違反状態を適正化事業指導員が確認した場合においては、運輸支局に速報するよう適正化事業実施機関に指示しました。

その他、下記の事例についても、運輸支局に通報するよう指示しています。

事業者におかれましては、この制度を理解した上で、法令を遵守し輸送の安全の確保に心がけて下さい。



運輸支局への通報

速報事案

裏面参照

速やかに通報

定期通報事案

- ① 巡回指導評価がEで、3月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所
- ② 巡回指導評価がEで、改善報告は行ったが一部に未改善が見られ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られない営業所
- ③ 巡回指導を拒否した営業所
- ④ 社会保険等未加入又は未納付の営業所

改善報告
確認後、
定期通報

巡回指導で確認
したら定期通報

定期的に通報



相談事案

- ① 名義貸し、白トラ利用等悪質であり、かつ、構成要件該当性の判断が困難な法令違反について疑いが認められる営業所
- ② 記録の改ざんが疑われる営業所
- ③ 巡回指導評価がDで、3月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所等

疑いが高い
場合は即相談

改善報告確認
後、相談

定例会議で相談



速報事案の概要



運輸支局



【速報対象違反項目】

【速報の具体的な要件】

点呼を全く行っていない

- ① 点呼の実施記録が保存されていない
- ② 点呼の実施記録に係る帳簿に記載が全くされていない

運行管理者
整備管理者
が全くいない

- ① 選任されている運行管理者が全くいない
- ② 選任されている整備管理者が全くいない
- ※ それぞれの資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報の対象となります。

定期点検未実施

- ① 定期点検整備記録簿が保存されていない
- ② 定期点検整備記録簿に記載が全くされていない

総合評価が「E」と判定され、特定の違反項目のいずれにも未改善事項がある

- ① 点呼の実施等が不適切
- ② 運転者の過労防止等に係る措置が不適切
- ③ 健康診断を2名以上受診していない

※ 「記録をしていないことは、実施をしていない疑いがある」と判断され、速報の対象となります。



行政処分の強化

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)
○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

《現行》初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- 未遵守5件以下 警告
 - 未遵守6件以上15件以下 10日車
 - 未遵守16件以上 20日車
 - 未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 健康状態の把握義務違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- 把握不適切50%未満 警告
 - 把握不適切50%以上 10日車

▷ 社会保険等未加入

- (事業法第25条)(運送法第30条)
- 一部未加入 10日車
 - 全部未加入 20日車

《改正》初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- 未遵守1件 10日車
- 未遵守2件以上 20日車

- 月の拘束時間(トラック)
 - >293時間以内(労使協定320時間)
- 休日労働
 - >2週間に1回まで

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- 健康診断未受診者 1名 警告
- 健康診断未受診者 2名 20日車
- 健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷ 社会保険等未加入

- 未加入 1名 警告
- 未加入 2名 20日車
- 未加入 3名以上 40日車

- 健康保険
- 厚生年金保険
- 労働者災害補償保険
- 雇用保険

その他処分量定の改正

- 記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
- 帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

行政処分の強化

処分量定の引き上げ(トラック)

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

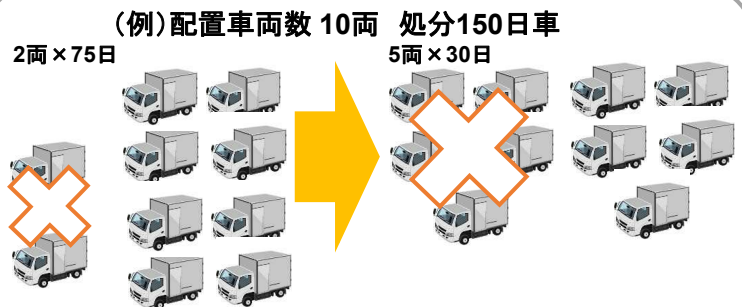
※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両×75日
10両の場合は、車両停止 2両×75日
100両の場合は、車両停止 7両×18日、1両×24日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両 (×75日)
10両の場合は、車両停止 5両 (×30日)
100両の場合は、車両停止 15両 (×10日)



【その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)】

- 適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。

2. ①行政処分等の基準の見直し

処分量定の新設・引上げ

○貨物自動車運送事業法改正により新設・改正された事項の違反行為について、処分量定の新設・引上げを実施。

主な改正

《新 設》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の認可違反 (法第9条第1項)

・ 10日車

必要な認可を受けずに増車又は減車をしていた場合

▷ 社会保険等の未納付 (法第24条の4)

・ 20日車

・ 健康保険
・ 厚生年金保険
・ 労働者災害補償保険
・ 雇用保険

▷ 損害賠償の支払能力確保義務違反 (法第24条の4)

・ 20日車

《加入すべき任意保険(事業規模により除外)》
対人：無制限 対物：200万円以上

《現 行》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別違反

(法第9条第1項)

・ 警告

認可を受けずに種別(普通・霊柩)の変更があった場合

《改 正》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別違反

・ 10日車 【引上げ】